

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年12月8日（木）

【協議事項】

1 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正（案）について

（警務部）

警察本部から「警察業務のデジタル化を推進するため、所要の組織改正を実施することに伴い、条例に定められている部の分掌事務を改める。令和5年4月1日の施行を予定している。御審議をお願いする。」旨の報告後、本件は了承された。

2 指定暴力団五代目工藤會の特定危険指定暴力団等としての指定期限の延長について（第10回指定期限延長）

（暴力団対策部）

警察本部から「指定暴力団五代目工藤會については、今月26日付けで特定危険指定暴力団等としての指定期限が満了することから、指定の延長を検討した結果、凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える要件該当暴力行為を行うおそれが継続していると判断し、指定期限を1年間延長するものである。御審議をお願いする。」旨の報告があった。

公安委員から「指定期限の延長には、意見聴取の手続きは必要ないのか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団対策法は、指定期限を延長するに当たり、意見聴取を行う必要はない。」旨の説明があった。

公安委員から「特定危険指定暴力団等として指定された場合の具体的な効力にはどのようなものがあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「警戒区域内で中止命令に相当する行為をした場合、中止命令なしに検挙することができる。そのほか、警戒区域内の一定の要件に該当する事務所について使用制限命令を発出することができるなど、大変効力の大きいものである。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 令和4年度全国警察各種術科大会の結果について

（警務部）

警察本部から「警視庁術科センターにおいて、10月11日に剣道、同月12日に柔道、11月24日に逮捕術、同月25日に拳銃の全国大会が開催された。特に逮捕術大会では、今年から男女混合となった団体戦が第2位、団体戦先鋒の女性選手が全勝賞、女子個人戦に出場した選手が第2位に入賞するなど、女性選手の活躍が目覚ましかった。なお、部外大会の2022年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会で教養課の立川選手が2連覇を果たしており、先日開催されたグランドスラム東京大会では第2位と今後の活躍に期待したい。」旨の報告があった。

公安委員から「全国警察柔道大会に立川選手は出場していないのか。」旨の発言があり、警察本部から「同大会では、団体戦の先鋒として出場しているものの、団体としては予選敗退という結果であった。」旨の説明があった。

2 無限連鎖講防止法違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「博多警察署及び生活経済課並びに警視庁は、卵の購入代金名目で金銭を出資させる会員組織を主宰し、会員となって新たな会員を加入させれば配当金を受け取れる無限連鎖講を運営した無限連鎖講防止法違反事件について、11月30日、東京

都港区居住の会社役員の男性ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「全国に被害者は何名いるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件では、被害者ではなく関係者という取扱いになるが、約1万人の会員を把握している。」旨の説明があった。

公安委員から「捜査の端緒はどのようなものだったのか。」旨の発言があり、警察本部から「契約した商品である卵や配当金が受け取れない旨の相談が端緒となった。上位会員のみが利益を得られる仕組みになっており、非常に悪質である。」旨の説明があった。

公安委員から「捜査を徹底し、事件の全容解明に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

3 サイバーセキュリティ総合対策の取組内容及び方針について

(生活安全部・警備部)

警察本部から「本年のサイバーセキュリティ総合対策は、サイバー空間の脅威への対応の強化、組織基盤の強化、産学官連携等の推進を戦略の柱として、サイバー犯罪対策、サイバー攻撃対策、人材育成及び情報セキュリティの4つの枠組みで、各種取組を推進した。サイバー犯罪対策では、産学官連携の拡大・強化等の施策と事件検挙による対策を推進した。令和5年は変容するサイバー空間の脅威に的確に対処するため、実態把握と社会変化への適応力の強化等を推進していく。サイバー攻撃対策では、県内の重要インフラ事業者等で構成する「福岡県サイバー攻撃対策協議会」の総会を初めて開催するなど、官民連携の取組を推進した。令和5年は協議会等を活用した官民連携等を推進していく。人材育成では、サイバー分野に秀でた人材として情報工学の専門捜査官を採用するなど優秀な人材確保等を推進した。令和5年は組織を挙げた採用募集活動の推進及び計画的な人材の育成等を推進していく。情報セキュリティでは、警察学校入校生に教養を実施するなど、組織全体に対する情報セキュリティポリシーの浸透を推進した。令和5年は警察情報セキュリティポリシーの更なる浸透等を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「グラフを見ると、サイバー犯罪に係る相談件数は増加しているのに対し、フィッシングメールに係る相談件数は減少しているように見えるが、これは各種対策の効果が表れているということか。」旨の発言があり、警察本部から「フィッシングメールに係る相談のグラフは四半期ごとに区切っているため減少しているように見えるが、前年の同時期と比較して総数は増加傾向にあり、引き続き警戒を要する現状である。キャッシュレス決済が広く普及し、これに伴いフィッシングに関する相談も増えたものと思われる。」、警察本部から「以前はメガバンク系のフィッシングメールが多く、金融業界が対策を講じた結果、同メールの相談件数は減少した一方で、通信販売等他業種を装ったフィッシングメールが増加するなど、月ごとに波はあるが、全体的には増加傾向にある。」旨の説明があった。

公安委員から「一般にフィッシングメールへの対策意識も高まっており、安易にメールをクリックするといった被害は減少したのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「手口はより巧妙化し、真偽の見極めが難しいものが増えているが、引き続き、被害防止に向けた広報を行っていく。」旨の説明があった。

4 指名手配被疑者捜査強化月間の実施結果について

(刑事部)

警察本部から「10月中を準備期間とし、11月1日から同月30日までの間、指名手配被疑者捜査強化月間として指名手配被疑者の追跡捜査等を実施した結果、指名手配被疑者合計17人を検挙した。検挙好事例として、飲食店従業員と連携した検挙等があ

った。」旨の報告があった。

公安委員から「10月中と11月中の検挙数に大きく違いがあるのはなぜか。」旨の発言があり、警察本部から「準備期間である10月中に行った基礎捜査の成果が11月中の検挙数として表れている。」旨の説明があった。

5 令和5年特殊詐欺抑止戦略について

(刑事部・生活安全部)

警察本部から「11月末現在の特殊詐欺被害の現状を踏まえ、令和5年特殊詐欺抑止戦略を策定した。予防戦略として被害に遭わないための広報啓発の強化や電話機対策等を推進する。また、検挙戦略として犯罪者グループ等の実態解明・摘発の強化や被害の抑止に資する分析と検挙活動を推進するなど、抑止目標である被害額3.9億円以下の達成に向け、組織一丸となって全力で取り組んでいく。」旨の報告があった。

公安委員から「65歳以上の女性が被害者の大半であるという特徴があるが、犯罪者グループからターゲットとされているのか。」旨の発言があり、警察本部から「犯行グループは名簿を入手し、手当たり次第に電話をしており、その中で65歳以上の女性が被害に遭っている状況がある。」旨の説明があった。

公安委員から「被害者のうち、認知症の方の割合はどれくらいか。」旨の発言があり、警察本部から「認知症被害者の割合に関する統計はないが、犯行グループの手口が巧妙化しているため、認知症の方でなくても騙されている。」旨の説明があった。

公安委員から「本県では金融機関とどのような対策を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「本県では金融機関の協力を得て、被害に遭っていると思われる高齢者が来店した場合は、警察に通報してもらうようにしている。」旨の説明があった。

公安委員から「ニセ電話詐欺の抑止に向けて、今後どのような広報啓発を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「日々変化していく手口を広く周知するなど、広報啓発活動のより一層の強化に努めていく。」旨の説明があった。

6 金融商品取引法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「春日警察署ほか3警察署及び組織犯罪対策課並びに沖縄県警察は、内閣総理大臣の登録を受けないで、業として、平成31年2月頃から令和3年6月頃までの間、福岡県内において、関係者ら5人から委任され、無登録で外国為替証拠金取引を行った金融商品取引法違反事件について、12月1日、福岡県春日市居住の自称自営業の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「外国為替証拠金取引とはどのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「通称FX取引と言われ、円とドルなど通貨の交換相場の変動を予測して取引をするものである。本件は無登録で取引を業として行っており違法である。」旨の説明があった。

7 年末の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「12月11日から同月31日までの21日間、交通事故をなくす福岡県民運動本部主催による「年末の交通安全県民運動」が実施される。運動の重点は、飲酒運転の撲滅及び子供と高齢者の交通事故防止であり、期間中は、飲酒運転の実態分析に基づく実効ある飲酒運転取締り、飲酒運転通報訓練実施済ステッカーの活用促進、通学路等における取締り、関係機関・団体等と連携した保護誘導活動、歩行者に対する反射材等の着用促進等を実施し、交通事故の更なる抑止を図る。」旨の報告があった。

公安委員から「今回作成したステッカーに限らず、飲酒運転の撲滅を呼び掛けるステ

ッカーの車両への貼付など県民に広く普及させることはできないか。」旨の発言があり、警察本部から「義務化の法整備までは難しいが、事業所等では独自に飲酒運転対策として車両にステッカーを貼付するなど工夫しているものと承知している。飲酒運転撲滅の機運が盛り上がるよう、警察としても企業や事業所等に対する積極的な働きかけに努めていきたい。」旨の説明があった。

公安委員から「今回作成したステッカーのサイズは小さく、目立たないのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「協力店舗の意見等を参考とした結果、このようなサイズとなった。外壁等の色に応じて貼付できるよう色を変えて2種類作成している。」旨の説明があった。